

皇學館大学と三重県農業大学校との間における教育研究交流に関する協定書

皇學館大学（以下「大学」と称する。）と三重県農業大学校（以下「大学校」と称する。）は、教育及び学術研究上の相互の連携・協力の推進に当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 大学と大学校は、それぞれが教育及び学術研究を推進する上で、互いが必要とする分野において連携・協力することによって、地域の人材育成及び地域の課題解決に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 大学と大学校は、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 講義、実習及び共同研究等の実施とこれに伴う、学生、教員の交流
- (2) 大学と大学校が相互に関心を有する分野における人材養成及び人材交流
- (3) その他大学と大学校が共に、本協定の目的を達成するために必要と認めた事項

（努力・義務）

第3条 本協定に基づく連携・協力事項を実施する上で、必要な事項については、その都度両者で誠実に協議調整し、実施するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、大学と大学校の代表者が署名をした日から4年間とする。
ただし、期間満了の6ヶ月前までにいずれか一方又は両者から解除の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定める事項に疑義を生じた場合若しくは本協定に定めのない事項が生じた場合は、大学と大学校両者で協議の上処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

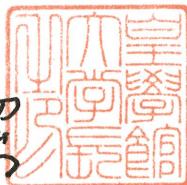
平成25年12月24日

平成25年12月24日

皇學館大学

学長

清水 潔



三重県農業大学校

校長

杉谷 三朗

